

浜松市立図書館利用者インターネット閲覧端末設置及び利用に関する基準

(設置目的)

第1条 浜松市立図書館は、図書館資料を補完し利用者の調査研究等に資するため、第3条に掲げる図書館に、情報提供サービスの一環として利用者インターネット閲覧端末を設置する。

(利用者)

第2条 利用者インターネット閲覧端末設置館(以下、「設置図書館」という)の来館者は、利用者インターネット閲覧端末(以下、「端末」という)を利用できるものとする。ただし、「国立国会図書館・図書館向けデジタル化資料送信サービス」を利用する者は、浜松市立図書館共通利用者カード登録者に限る。

(設置図書館および利用時間)

第3条 設置図書館における設置台数および端末の利用時間は、以下のとおりとする。なお、利用する図書館の閉館時刻をもって利用を終了するものとする。

設置図書館名	設置台数	利用時間	備考
中央図書館 (参考図書室)	1台	30分	「国立国会図書館・図書館向けデジタル化資料送信サービス」及び「官報情報検索サービス」の利用に限る。
城北図書館	8台	60分	
はまゆう図書館	4台	30分	
浜北図書館	4台	30分	
都田図書館	2台	30分	
細江図書館	1台	30分	
三ヶ日図書館	1台	30分	
流通元町図書館	1台	30分	

(利用の申し込み及び許可)

第4条 端末の利用を希望する者は、注意事項等を了承したうえで、浜松市立図書館インターネット閲覧端末利用申込書【別紙1】(以下、「利用申込書」という)に必要事項を記入し、設置図書館受付窓口に提出するものとする。その際、浜松市立図書館共通利用者カードまたは住所が確認できる身分証明書を提示する。なお、「国立国会図書館・図書館向けデジタル化資料送信サービス」を利用する者は、浜松市立図書館共通利用者カード登録者に限る。

2 設置図書館は、前項により申し込みを受け付けた場合は、端末の利用状況を考慮した上で利用を許可する。利用の許可を得た者（以下、「端末利用者」という）は、利用時間等の必要な指示を受ける。

（利用予約）

第5条 設置図書館は、端末利用申込数が端末の設置台数を超えるときは、端末利用予約を受け付け、空席ができ次第、受付順で利用を許可する。ただし、予約利用の許可を得た者が、当該利用の可能時刻から5分経過しても現れないときは、利用順位を繰り上げて次の順位の者に利用を許可するものとする。

2 前日や指定時刻の予約は受け付けない。

（利用の延長）

第6条 設置図書館は次の端末利用予約者がいない場合には、現端末利用者は延長の申込を行い、設置館の利用時間分の延長をすることができる。延長の申込は、利用申込書中の「延長の申込欄」への端末利用者本人の記入によるものとする。

（利用できる機能）

第7条 端末にて利用できる機能は、浜松市立図書館が、端末にインストールしてあるWebブラウザを使用した、Webサイトの閲覧のみとする。ただし、商用データベース契約図書館はその利用を含む。

（禁止行為）

第8条 端末利用者は次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 個人が調査研究の為にを行う以外の行為
- (2) 営利を目的とした利用等の行為
- (3) 法令に違反し、または違反するおそれのある行為
- (4) 著作権を侵害する行為
- (5) 他人のプライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為
- (6) 外部記憶装置及びその他の機器・媒体の接続
- (7) 閲覧端末機器の汚破損
- (8) その他、設置図書館長が定める行為

（禁止操作）

第9条 端末利用者は次に掲げる操作を行ってはならない

- (1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるWebサイトの閲覧
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるWebサイトの閲覧
- (3) 目的外利用のおそれのあるWebサイトの閲覧
- (4) ID・パスワード等の入力が必要なWebサイトでの認証行為（設置図書館長が許可したWebサイトを除く）
- (5) ゲーム（ブラウザゲーム含む）
- (6) メールの送受信（Webメール含む）

- (7) 掲示板、SNS、ツイッター、フェイスブック等への発信。
- (8) ファイルのダウンロード、アップロードおよびソフトウェアのインストール
- (9) プログラムの改変および設定変更
- (10) その他、設置図書館長が定める操作
(アクセス制限範囲)

第10条 浜松市立図書館は、端末にフィルタリングソフトを導入するものとし、以下に掲げるサイトへのアクセスを制限する。

- (1) 有害・違法情報に該当するサイト
青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるサイト、ポルノ・アダルトサイト、不正技術に関するサイト(ハッキング・クラッキング・違法コピー配布等)、犯罪・暴力に関するサイト等。
- (2) 端末セキュリティに悪影響を及ぼすサイト
ダウンロードサイト、アップローダー、オンラインストレージ、匿名プロキシサーバー等。
- (3) 端末提供の趣旨から逸脱するサイト
ゲーム(オンラインゲーム含む)、チャット、ショッピング、動画投稿サイト、SNS 掲示板等。
- (4) その他、図書館長が定めたサイト
(アクセスログ情報の取得)

第11条 浜松市立図書館は、端末を利用した迷惑行為、違法行為防止のため、端末利用者のアクセスログ情報を取得できるものとし、また、端末利用者はこのことに同意するものとする。

- 2 取得したアクセスログ情報及び利用申請書に記載若しくは電子データに記録された個人情報、適切に管理し、目的外利用は行わないものとする。
- 3 取得したログ情報の保存期間は1年とし、保存期間経過後は適切な方法で削除する。
(端末利用者の責任)

第12条 端末利用者は故意又は過失に関わらず、端末利用において浜松市立図書館又は第三者に損害を与えた場合は、当該利用者(未成年以下の利用者の場合はその保護者)が全ての責任を負うものとする。

- 2 浜松市立図書館は、端末利用者のインターネット利用から生じる全ての経済的、法律的責任を負わないものとする。
(端末利用の停止)

第13条 設置図書館長は、端末利用者が禁止事項に違反した場合や図書館からの指示に正当な理由無く従わない場合は、当該端末利用者の利用を停止できる。また、以後の利用申込受付も拒否することができる。

- (損害賠償)

第14条 端末利用者は、端末の設備、物品等を紛失、著しく汚損、又は毀損したときは、その損害について賠償しなければならない。

(運用の休止)

第15条 設置図書館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、端末の運用を休止することが出来る。

(1) 電気設備、通信回路、館内LAN、コンピューター機器(ハードウェアおよびソフトウェアを含む)等に何らかの障害が発生した場合。

(2) 電気設備、通信回路、館内LAN、コンピューター機器(ハードウェアおよびソフトウェアを含む)等の点検・保守が行われる場合。

(3) 上記のほか、設置図書館長が休止を必要と判断した場合。

(図書館向けデジタル化資料送信サービス)

第16条 浜松市立図書館共通利用者カード登録者に限り、国立国会図書館から許諾を受けた図書館(中央図書館・城北図書館)で、国立国会図書館の運営する図書館向けデジタル化資料送信サービスを閲覧・複写することができる。ただし、送信資料の複写作業は利用者からの申請を受けた浜松市立図書館職員が、著作権法第31条及び国立国会図書館の定める規定に基づいて行うものとする。

(印刷出力)

第17条 以下に掲げる図書館において、印刷出力ができる。ただし印刷出力は有料として下記のとおりとする。

印刷出力可能サイト	館名	用紙サイズ	白黒	カラー
1 著作権が浜松市に帰属するホームページ	城北図書館	A4・A3	10円	50円
2 中央図書館長及び城北図書館長が許可する商用データベースサイト	中央図書館 城北図書館			
3 国立国会図書館が運営する図書館向けデジタル化資料送信サービスによる送信資料(運用は前条に定めるとおり)	中央図書館 城北図書館			

附 則

この基準は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年5月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年12月1日から施行する。